

請求方法

下記の書類をそろえて本籍地または住所地の市区町村へご請求下さい。

交付申請書

手数料（郵便局発行の定額小為替）

郵便切手、収入印紙での請求はできません。

返信用封筒（切手を貼ったもの）

送付先は住民登録地が原則となります。

お急ぎの場合は速達扱いでご用意ください。

申請者の本人確認書類の写し

運転免許証や住民基本台帳カード、健康保険証の写しなど

委任状について

代理人が申請する場合は委任状が必要になります。

次に該当する方は、使用目的を記入し本人の署名・押印のある委任状を必ず添付して下さい。

- ・ 戸籍証明 本人又は配偶者、直系尊属・卑属以外の方が請求するとき
- ・ 身分証明書 本人以外の方が請求するとき
- ・ 住民票 本人又は同一世帯以外の方が請求するとき

（偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、5万円以下の過料に処せられます。（戸籍法第133、134条）プライバシーの侵害又は差別的な事柄につながるような不当な請求には応じられません。）

戸籍の電算化について

中標津町では平成20年1月26日より戸籍事務を電算化しました。

平成20年1月26日までに、死亡や婚姻などでその戸籍から除かれている方は、改製後の戸籍及び附票には記載されません。また、附票については電算化時点での最終住民登録地からの履歴になります。

お問合せ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町役場 戸籍住民係

0153-73-3111 内線216・217